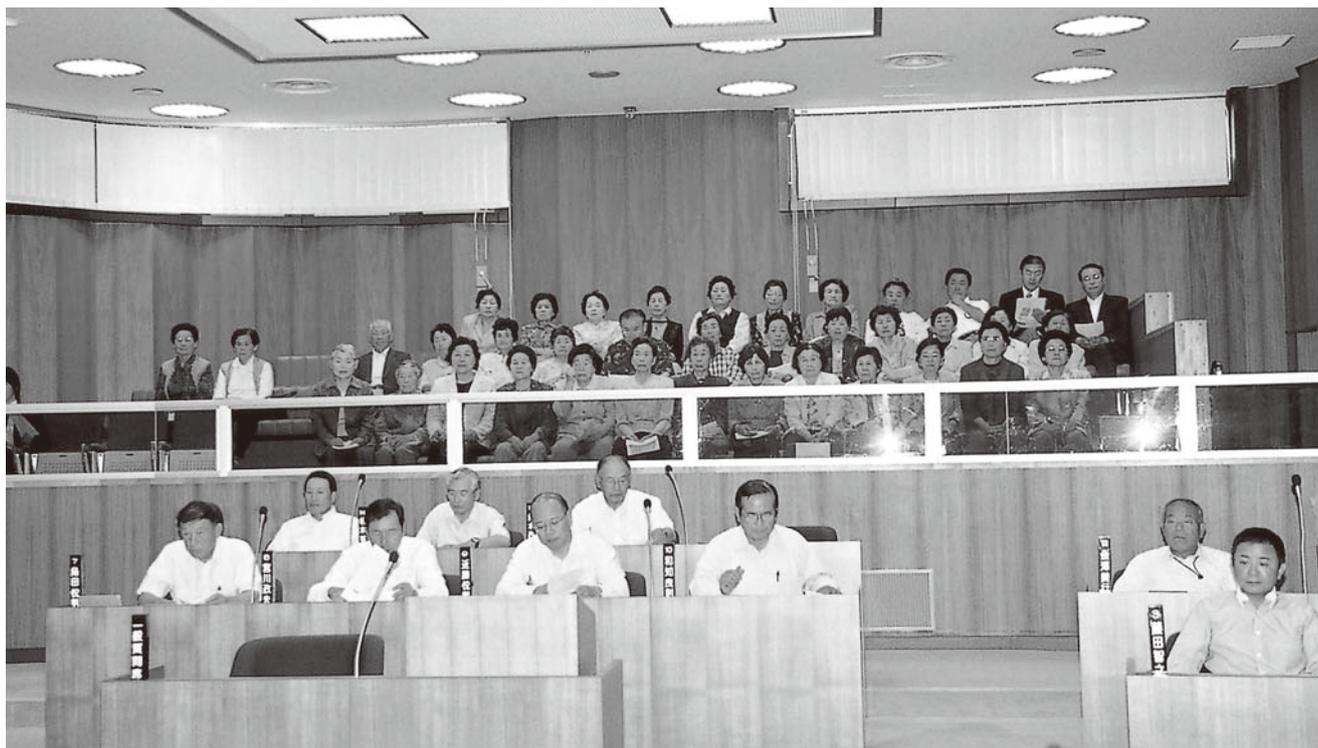


# 6月定例会

6月定例会は、6月10日から12日までの3日間の会期で開かれました。本会議では、条例の一部改正や補正予算等の審議を行い、その結果すべてを原案のとおり可決しました。



## 国保税 決定 される

国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、全会一致で可決しました

## 主な 改正 内容

- 1 地方税法の一部改正により国保税の介護納付金分の課税限度額を「9万円」から「10万円」に引き上げ。
- 2 前年分所得及び固定資産税の確定に伴う国民健康保険税率の改正、並びに低所得者の軽減額の改正。

医療費分、後期高齢者支援金分を合算した前年比は、一人当たりの平均で、1,831円、一世帯平均 3,039円の引き下げとなりました。

# 六月定例会で可決された議案

## 報告

○平成二十年度棚倉町繰越明許費繰越しの報告

繰越明許費として定額給付金事業費、中学校耐震補強改修事業費、ルネサンス棚倉多目的広場整備事業費について、平成二十年度事業費を平成二十一年度へ繰り越したことから報告しました。

## ○補正予算

### ◇一般会計

歳入では、緊急雇用創出基金事業費県補助金の増額補正及び、財政調整基金繰入金の減額補正等。歳出については、六月に支給する期末勤勉手当の減額等人員費の調整による減額、放課後児童健全育成事業費の増額、緊急雇用対策事業費の増額、国保保険基盤安定事業費繰出金の減額補正。

### ◇国民健康保険特別会計

本算定に伴う国保税及び、平成二十年度の決算剰余金の繰越金等に伴う歳入予算の補正。

## 議案

棚倉町国民健康保険税条例の一部改正

- 医療費分は平成二十一年度医療費等の推計額に対する被保険者の前年分所得等による賦課額の改正。
- 後期高齢者支援金分は国保税本算定に伴う税率の改正。
- 介護納付金分は、課税限度額の引き上げ及び国保税本算定に伴う税率の改正。

### ◇老人保健特別会計

平成二十年度医療費確定に伴う財源精算の補正。

## 6月補正予算の状況

(▲は減額)

会計名	補正額	補正後の予算額
一般会計	▲2,622万円	48億778万円
国民健康保険特別会計	432万6千円	15億8,589万5千円
老人保健特別会計	298万5千円	722万6千円

## 経営状況報告

町が、出資している法人・団体である、株式会社ルネサンス棚倉、財団法人棚倉町活性化協会、白河地方土地開発公社から、平成20年度における経営状況が報告されました。

なお、株式会社ルネサンス棚倉における経営状況は次のとおりとなっています。

## 株式会社ルネサンス棚倉

～損益計算書・事業報告より～

### 利用料総額

◎宿泊、研修室、クアハウス、プールなどの利用者から納入された総額 2億2,681万円

### 売上金から

◎町への納付金 3,000万円

◎レストラン・売店等賃借料 1,147万円

### 町内業者からの仕入れ状況

◎食材の1,700万円をはじめ、燃料などを購入 1億1,000万円

### 主な実績 ( )内前年比

宿泊延べ人数	36,837人 (4,280人減)
売上高	4億5千9百万円 (3千6百万円減)
当期損益	▲2,562千円 (2,865千円減)
累積赤字	3億3千8百万円